

登録電気工事業者は、その営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に以下の標識を掲げなければならない。また、自社を紹介するホームページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。

※一般用電気工作物等に係る電気工事を行う方で、かつ、建設業許可を受けていない方

様式第15 (第12条)

登録電気工事業者登録票	
登録番号	千葉県知事登録第〇〇〇〇〇〇〇号 ①
登録の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 ③
代表者の氏名	〇〇 〇〇 ④
営業所の名称	〇〇〇〇〇〇〇 ⑤
電気工事の種類	〇〇用電気工作物 ⑥
主任電気工事士等の氏名	〇〇 〇〇 ⑦

更新する度に
変わります！
要修正！！

(備考)

- 1 営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。
- 2 標識の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とすること。
- 3 標識に記載する事項は、登録証や登録申請書等を参考とすること。
- 4 内容に変更が生じたときは、速やかに修正するとともに変更届出書を提出すること。

参考

登録電気工事業者登録証	様式第1 (第2条) 登録電気工事業者登録申請書
住所	住所
氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③	氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③ 法人にあっては 代表者の氏名 〇〇 〇〇 ④
上記の者について、次のとおり電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第〇項の登録をしたことを証明します。 平成 年 月 日 千葉県知事	電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。
1 登録の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②	1 営業所等 営業所の名称 〇〇〇〇〇〇〇 ⑤ 営業所の所在の場所 電気工事の種類 〇〇用電気工作物 ⑥ 主任電気工事士等の氏名 〇〇 〇〇 ⑦
2 登録番号 千葉県知事登録第〇〇〇〇〇〇〇号 ①	2 法人にあっては、その役員の氏名
3 電気工事の種類 〇〇用電気工作物 ⑥	